

# 六会駅前自治会館使用規程

制定 令和6年2月1日

六会駅前自治会

所在地 藤沢市亀井野 1 丁目 5 番地 2 号

## 六会駅前自治会館使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、六会駅前自治会館(以下「会館」という)の適正な管理と運用に関し必要事項を定める。

2 この会館は自治会員相互の親睦と地域の福祉・文化向上を図る場とすることを目的とする。

### (会館管理部の役割)

第2条 自治会長は会館管理部長を定め、次の各号に掲げる事項について委嘱することができる。

- (1) 会館使用の申し込み受付及び使用料受領。
- (2) 会館の錠、鍵の保管及び使用者への貸与、受領。
- (3) 会館の諸設備の整備、清潔状況の点検。
- (4) 会館管理部長は使用者に不適切な行為があった時、および館内に異状を認めた場合速やかに自治会長へ報告する。

### (会館の使用方法)

第3条 会館を使用するときは別に定める様式により、使用2ヶ月前より、使用前日まで会館管理部に申し込むものとする。但し以下の団体・活動については、年間予約を可能とする。なお、自治会等において緊急に会館使用必要が生じた場合は自治会長は申し込みを取り消すことができる。

- (1) 当自治会運営に関連する活動
  - (2) 定期的な使用を申請している当自治会の団体・サークル
  - (3) 年間使用契約を締結している外部団体
- 2 使用時間については、次の時間帯区分(6区分)によるものとする。  
9:00～11:00、11:00～13:00、13:00～15:00、15:00～17:00、  
17:00～19:00、19:00～21:00
- 3 会館使用予定については、当自治会ウェブサイトで公開する。

(使用料)

第4条 会館の使用料は次の通りとする。

室の名称		2時間当たりの使用料
1階	第1会議室	一律600円
	第2会議室	
2階	A室	
	B室	

(使用料の減免)

第5条 次の各号に該当する場合は使用料を減免する。

- (1) 当自治会及びその分科会は無料とする。
- (2) 当自治会区域内の商店会、老人会、子供会、サークル等は50%減額とする。

(キャンセル規定)

第6条 使用をキャンセルする場合には、予約者は会館管理部長へ直接連絡すること。前日までの予約キャンセルについては費用負担は発生しない。使用当日キャンセルあるいは無断キャンセルについては、使用予定負担額を翌月末までに会館管理部長へ支払うものとする。

(遵守事項)

第7条 当館を使用するものは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく使用許可以外の室又は付属設備を使用しないこと。
- (2) 騒音、高音等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (3) 政治活動あるいは宗教活動のために使用しないこと。
- (4) 営利目的で物品販売を行わないこと。
- (5) 火気の使用後は、元栓及び使用コンロの栓を正しく閉めること。また、危険物を持ち込まないこと。
- (6) 当館内の諸設備及び備品等を持ち出さないこと。使用後は必ず元の場所に戻すこと。
- (7) 使用終了時刻までに、室内の清掃と整理整頓を行い、使用前の状態に戻すこと。使用に際して発生したごみ類は持ち帰ること。
- (8) その他会館の管理上、不相当と認められる行為をしないこと。

(使用の制限)

第8条 第3条により申し込みがあったときは、第1条の使用目的および第6条の遵守事項に反しないかぎり許可する。但し次の各号に該当するときは使用を認めない。

- (1) 人の迷惑になる物品又は動物等(身体障害者補助犬を除く)を携帯する場合。
- (2) 申込者が未成年の場合。
- (3) 過去に使用制限に該当した使用者。
- (4) その他会館管理部長が支障があると認める場合。

(使用転貸の禁止)

第9条 使用者は承認を受けた目的以外に使用し、又はこの使用の権限を他に譲渡、若しくは、転貸してはならない。

(責任者の配置)

第10条 使用者は使用施設内の秩序を保持するため、責任者をおかななければならない。

(損害賠償)

第11条 使用によって建物又は付属設備、物品等を毀損若しくは滅失したときは原則として復元相当額を賠償しなければならない。

(会館の維持管理)

第12条 自治会長は、館の衛生及び安全保持のため、業者を選定して設備の清掃、安全に係る整備を依頼することができる。

付 則

1 規程の改廃

この規程の改廃は、自治会役員会の審議により決定する。

2 規程の施行年月日

(1) この規程は令和5年4月1日制定施行する。

(2) この規程は令和6年2月1日改定施行する。